

令和元年第3回定例会

鳴沢村議会会議録

令和元年9月12日 開会

令和元年9月20日 閉会

鳴沢村議会

令和元年第3回鳴沢村議会定例会会議録

令和元年9月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局長書記 渡辺和彦

7、会議事件

報告第3号平成30年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

報告第4号平成30年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報

告

- 認定第 1 号平成 3 0 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 3 1 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 2 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 3 号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 4 号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 5 号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 6 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 7 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 8 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 3 9 号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 0 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 1 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 4 2 号富士五湖広域行政事務組合規約の変更の件
- 議案第 4 3 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）
- 同意第 3 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件
- 発議第 1 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費

国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

請願第 1 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費
国庫負担制度拡充を図るための請願

8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 3 号平成 30 年度鳴沢村普通会計財政健全
化判断比率の報告
- 日程第 5 報告第 4 号平成 30 年度鳴沢村水道事業会計資金
不足比率の報告
- 日程第 6 認定第 1 号平成 30 年度鳴沢村一般会計並びに特
別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 3 1 号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第 8 議案第 3 2 号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一
部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 3 3 号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する
条例を定める件
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を
改正する条例を定める件
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正す
る条例を定める件
- 日程第 1 2 議案第 3 6 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正す
る条例を定める件
- 日程第 1 3 議案第 3 7 号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例
を定める件

- 日程第 1 4 議案第 3 8 号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 5 議案第 3 9 号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 6 議案第 4 0 号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 7 議案第 4 1 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 1 8 議案第 4 2 号富士五湖広域行政事務組合規約の変更の件
- 日程第 1 9 議案第 4 3 号平成 3 1 年度鳴沢村一般会計補正予算(第 2 号)

◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回定例会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和元年第3回鳴沢村議会定例会にご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しいところ、全員の出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さきの台風15の通過により、幸い鳴沢村では大きな被害はありませんでしたが、関東、千葉方面では、なお停電等が続いており、成田空港は一時陸の孤島となるなど、多くの災害が発生いたしました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者とその家族並びに関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、鳴沢村議会では、それぞれの常任委員会で、さらに村民の声を広く聞くために創意工夫を重ねております。今後の議会活動にご期待をいただければと思います。

本定例会の事件につきましては、平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定、条例改正、富士五湖広域行政事務組合規約の変更、一般会計補正予算審議等であります。慎重審議いただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

開会 午前10時31分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和元年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長挨拶

議長（小林昭一君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 令和元年第3回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さんには、何かとご多用の折、全員の参会のもと開会できますことに感謝を申し上げます。

ことしの梅雨は長くて、日照不足のため、野菜や果物のできも余り芳しくなく、鳴沢村では、収穫が始まって、もうブルーベリー等は終わっておりますが、トウモロコシ、キャベツ等にも少しは害があるようであります。そんな中でも、夏の野菜は収穫が終わり、秋の収穫が始まって忙しい時期となりました。

また、先ほど議長さんが申しあげましたように、台風15号も来たり、幾つか台風が近くを通りましたが、それといった災害もなく、今のところは平常に進んでおります。そんなことが1年間続いてくれればと思っているわけでございます。

また、お盆には、第一区、第二区の盆踊りも、二区では、公民館ではありましたが、関係者の皆様のご協力、またご支援のおかげで村民の親睦、絆がつくられたことと、深く関係者には感謝申し上げます。

また、9月1日の防災の日の避難訓練も関係者のご協力によりまして、それなりの成果があったと思っております。これからもいろいろと事業が多くなりますが、議員さん初め、皆様のご協力、ご支援をお願いいたします。

今定例会では、報告2件、条例改正11件、規約の変更1件、補正予算、認定、同意各1件を予定しております。各議案とも慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（小林昭一君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、渡邊明雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月5日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

出席していただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

会議の途中ではありますけれども、皆さん、暑いのでジャケット等を脱いでいただいて、適宜体を大事にしてください。

次に、令和元年第2回定例会において議決した各委員会の閉会

中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。
議会運営委員長（渡邊明雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月6日午後3時及び10日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日ともに委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月6日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より9月20日までの9日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、9月10日正午までとすること。

以上であります。

次に、9月10日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、10日正午に通告が締め切られた5名7件の一般質問通告書の取り扱いについて、私の3件中1件の通告書及び小林清一議員の通告書については、通告を取り下げをそれぞれ本人が了承したという答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 総務教育厚生常任委員長 三浦雄一郎君。

総務教育厚生常任委員長（三浦雄一郎君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和元年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月10日午後7時より委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村食生活改善推進委員会との意見交換についての1件です。

委員会の開催に先立って、議員控室において食生活改善推進員の方々と座談会を開催し、団体の活動や村の行政などに関してのご意見や要望を伺いました。

座談会終了後に議員控室で委員会を開催し、食生活改善推進員会の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、婦人会の活動内容や選任方法、他市町の動向などについて継続して調査していくことなどを決定いたしました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 建設産業経済常任委員長 渡辺正人君。

建設産業経済常任委員長（渡辺正人君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和元年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月6日午後1時10分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、道の駅なるさわの改善等について、村道Ⅱ－2号線の拡幅について、村道731号線の延長についてとその他の4件です。

会議では、前回定例会中に実施した現地調査などを踏まえ、上記の件についての今後の委員会としての対応等を協議いたしました。

協議の結果、道の駅なるさわについては、シンクタンク等への委託も含め、施設の改善を議員協議会へ提言すること、村道Ⅱ－2号線及び村道731号線の件については、第一区の財産管理委員会の動向なども確認し、必要に応じて協議を継続していくことなどを決定いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 広報常任委員長 土屋文明君。

広報常任委員長（土屋文明君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和元年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月24日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第37号（案）につい

での1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第37号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月、8月1日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、改選後初の議会だよりということで、前回も大変好評でありました、各議員のふだんの活動や趣味などの写真を抱負などと共に掲載した議員紹介記事をメインに特集いたしました。また、平成30年度に行われました一般質問の追跡レポートの枠を設け、こちらも特集として掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間と決定しました。

◎日程第4 報告第3号平成30年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第5 報告第4号平成30年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長（小林昭一君） 日程第4、報告第3号平成30年度鳴沢村普

通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第4号平成30年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 報告第3号平成30年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

平成30年度決算の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率がマイナス1.9%で、前年度より0.2ポイント増加しました。これは地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及ぼす負担をあらわす指標です。この比率が25%を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成29年度の実質公債費比率はマイナス2.1%でしたが、全国1,741市区町村中35位、県内では、27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支が赤字となっております。

また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額より、これらに充当できる基金等の財源のほうが大きいため、いずれもマイナス数値となっており、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり、「数値なし」となります。

続きまして、報告第4号平成30年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合をあらわす財政指標です。この比率が20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけ

られております。

鳴沢村の水道事業会計につきましては、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。

この規定に基づき、去る8月29日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書の最下段にあるように、是正改善を要する事項としては、特に指摘する事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。また、算定の根拠として、お手元に資料を配布しましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ、本村は、健全な財政運営がされておりますが、依然として村税収入や地方交付税等の一般財源収入の増加が見込めない状況であります。このようなことから、細心の注意を払い、財政運営を行ってまいります。

以上で報告第3号及び第4号についての報告を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で報告第3号及び第4号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

◎日程第6 認定第1号平成30年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（小林昭一君） 日程第6、認定第1号平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 認定第1号平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計を初めとする5つの特別会計に係る平成30年度の決算は、全ての会計の歳入総額30億678万3,306円、歳出総額27億1,903万5,265円となりました。

この歳入歳出の差し引きである形式収支は2億8,774万8,041円、形式収支から平成31年度への繰越明許を行った事業へ充当される財源2,261万6,000円を差し引いた実質収支は、2億6,513万2,041円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様の行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でございます。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員三浦直樹君。

監査委員（三浦直樹君） 地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を

歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により、各所属長から説明を受ける方法により、令和元年8月28日及び29日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により、意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成30年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されてありますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第7 議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第8 議案第32号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第9 議案第33号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第7、議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件から日程第9、議案第33号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部を改正する条例を定める件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長（渡邊安司君） 議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、職員の欠格条項から成年被後見人と被保佐人を削除するものであります。

理由としましては、現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても、病気休職、分限などの規定が既に整備されておりますので、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、第16条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、」及び第16条の2第2号と第17条第1項のいわゆる成年被後見人等を職種や業務から一律に排除する欠格条項を削除し、これらに関係する字句の整理を行うものであります。

また、議案第32号鳴沢村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第33号鳴沢村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定める件につきましても、同様の理由により成年被後見人等に関係する欠格条項を削除し、関係する字句等を改正するものであります。

なお、附則として、この条例は令和元年12月14日から施行します。

以上で議案第31号から議案第33号までの提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号から議案第33号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第33号までの3件は原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第34号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第10、議案第34号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長（渡邊安司君） 議案第34号鳴沢村地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和元年6月末日をもちまして退職いたしました副村長について、関係条例の整備を行うものであります。

改正点の説明を行います。備考欄第2条第3項中「副村長の職にある者を充てる」を「本部員のうちから村長が任命する」に改めるものです。災害が発生した場合、教育長を含めて課長以上の者、団長、副団長、また富士五湖消防の方、また富士吉田警察署の中から村長が任命するというように改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第35号鳴沢村公共物管理条例の一部を
改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第11、議案第35号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡邊安司君） 議案第35号鳴沢村公共物管理条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制改革により、消費税法の一部を改正する等の法律が本年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、消費税率の引き上げに伴う使用料の額を規定している別表を改正するものであります。

備考欄第8号中「1.08を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めるものであります。

附則として、施行期日を令和元年10月1日とするものであります。

以上で議案第35号の提案理由の説明を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第36号鳴沢村手数料徴収条例の一部を
改正する条例を定める件

議長（小林昭一君） 日程第12、議案第36号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第36号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税相当額を増額するため、所要の改正をするものであります。

改正点は、第2条中、種類及び金額等の別表に村内のコンビニエンスストア等の事業系一般廃棄物の手数料として、「1トンにつき3万3,480円」を「1トンにつき3万4,100円」に改正するものです。

金額の算定根拠は、現在、富士宮市内の民間処理業者に村内の一般廃棄物の処理を委託しておりますが、この委託料に消費税10%を乗じた金額となっております。

なお、附則としまして、令和元年10月1日から施行するものです。

以上で議案第36号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第37号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林昭一君) 日程第13、議案第37号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第37号鳴沢村印鑑条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

社会において、旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している中で、さまざまな活躍の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令が改正され、令和元年11月5日から申請をした者に限り住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることとなります。

改正内容としましては、議案の2ページをごらんください。

第2条中の「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改めるものであります。

第5条第2項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ)がされている場合」にあっては、氏名及び当該旧氏、」を加えます。

3ページをごらんください。

「第292号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に、「が記載されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第6号とするものであります。

第6条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加えるものであります。

続いて、4ページをごらんください。

第10条第3項中「及び第5条第2項第3号から第7号までに掲げる事項について複写機により写しを作成し、この写しが印鑑登録原票の原本の写しであることを証明する方法により作成するものとする。」を「の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。以下同じ。）について村長が証明するものとする。」に改めるものであります。

第13条第1項第4号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加えるものであります。

なお、附則として、施行期日は令和元年11月5日からとするものであります。

以上で議案第37号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 捉えにくい説明なんですけど、旧姓を使ってもいいよという話なのか、具体的に、簡単に説明してください。

議長（小林昭一君） 住民課長。

住民課長（小林昌信君） ただいまの質問にお答えします。

今まで印鑑証明のほうに現行の氏名の記載しかなかったのですが、仕事している中で旧姓を使用する女性がふえているということで、印鑑証明を発行するときに旧氏を使った氏名を記載することができるようになるという改正になっております。

あわせて、以前は性別の記載もあったのですが、そちらのほうは、性別の記載をしないという改正も一緒にされているということになっております。

8番（渡邊明雄君） はい、わかりました。

議長（小林昭一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第14 議案第38号鳴沢村特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を定める件**

議長(小林昭一君) 日程第14、議案第38号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長(小林昌信君) 議案第38号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、本年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、幼児教育・保育施設の3歳以上の利用者の利用料を無償とする改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案の1ページをごらんください。

第3条中「第1号から第3号まで」を「各号並びに附則第9条第1号各号」に、「政令で定める額を限度として」を「村で定める額は」に改めるものであります。

続いて、第4条中「支給認定保護者若しくは扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

続いて、第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

附則として、本条例の施行日を令和元年10月1日から施行するものであります。

こちらのほうの改正は、国のほうの法律改正に伴い、文言と修正等が主なものになっております。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第39号鳴沢村家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を定
める件

議長（小林昭一君） 日程第15、議案第39号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第39号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正するものであります。

改正内容としましては、議案の2ページをごらんください。

第6条第1項第2号中「提供する保育をいう。」の後に「以下この条において同じ。」を追加するものであります。

続いて、第6条第2項において、家庭的保育事業者等は連携施設を適切に確保する必要があるが、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合は不要とし、卒園後の受け皿の提供として、小規模保育事業等の連携協力を行う者を適切に確保する特例を同項第2項から第5項に追加するものであります。

続いて、4ページをごらんください。

家庭的保育事業者等は、食事を提供する際は、第16条第2項で保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、村が適当と認める者から外部搬入ができるように第4号を追加するものであります。

5 ページをごらんください。

第 23 条第 2 項第 2 号中「法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改めるものであります。

続いて、第 45 条第 1 項中「第 6 条第 1 号」を「第 6 条第 1 項第 1 号」に改めるものであります。

続いて、6 ページをごらんください。

第 45 条第 2 項に保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満 3 歳以上の児童を受け入れている事業者は、村長が適当と認めた場合、連携施設の確保を不要とする特例を追加するものであります。

附則の第 2 条第 1 項中「事業を行う者」の後に「（次項において「施設等」という。）」を追加するものであります。

続いて、7 ページをごらんください。

第 2 項に、施行期日は公布の日からとするものとし、食事の提供の経過措置、連携施設に関する経過措置が設けられる条文を追加し、第 3 条で、施行日から起算して 10 年を経過するまでの間、自園調理の原則の適用、連携施設の確保について緩和する措置をとるものであります。

以上で議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**◎日程第16 議案第40号鳴沢村道路法施行条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長(小林昭一君) 日程第16、議案第40号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長(木暮富人君) 議案第40号鳴沢村道路法施行条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が本年10月1日から施行され、消費税率が10%となることに伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

本条例については、村道敷に係る電柱等の占用について規定しております。

条例中、第7条第1項において占用料の額を規定し、同条第2項において占用の期間が1ヶ月未満のものについての消費税相当額を徴収する旨を規定しておりますが、第2項中で消費税の

率を8%としており、10月1日からの引き上げに伴い改正するものであります。

議案の1ページをごらんください。

条例中、第7条、占用料の額の第2項中「1.08を乗じて得た額」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税相当額」という。）を加えた額」に改め、下段の「1.08を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えた額」に改めるものであります。

附則として、施行期日を令和元年10月1日とするものであります。

以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第 17 議案第 4 1 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (小林昭一君) 日程第 17、議案第 4 1 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。振興課長。

振興課長 (木暮富人君) 議案第 4 1 号鳴沢村水道条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、令和元年 10 月 1 日に施行されることに伴い、水道法施行令も改正されることから、影響のある本条例について所要の改正を行うものであります。

議案の 1 ページをごらんください。

条例中、第 37 条、給水装置の基準違反に対する措置の水道法施行令の引用条文を第 5 条から第 6 条に改めます。これは水道法施行令の改正により第 4 条が新設され、以降 1 条ずつ繰り下げられたため、本条例の内容についての変更はございません。

附則として、施行期日を令和元年 10 月 1 日とするものであります。

以上で議案第 4 1 号の提案理由の説明を終わります。

議長 (小林昭一君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 渡邊明

雄君。

8 番（渡邊明雄君） 4 条はどんな内容でしょうか。追加になった部分。

議長（小林昭一君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 水道法施行令の 4 条ということによろしいでしょうか。

8 番（渡邊明雄君） だから、5 条が 6 条になったということは、4 条が挿入されているということで、その挿入された 4 条の中身を教えていただければ。

振興課長（木暮富人君） 給水人口の基準につきまして、地方公共団体以外の事業者が行うものについて、基準が 4 条で新たに設定されたものになります。それに基づいて条ずれで 1 条ずつ下がっております。

以上です。

議長（小林昭一君） よろしいですか。

8 番（渡邊明雄君） はい。

議長（小林昭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第18 議案第42号富士五湖広域行政事務組合格約 の変更の件

議長（小林昭一君） 日程第18、議案第42号富士五湖広域行政事務組合格約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（三浦寿得君） 議案第42号富士五湖広域行政事務組合格約の変更の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本規約変更につきましては、富士五湖広域行政事務組合新庁舎建設の費用として、富士五湖ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う規約の変更であります。規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議を行う必要があります、同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためであります。

3ページをごらんください。

規約第3条の別記1、共同処理する事務欄の「1、富士五湖ふるさと市町村圏計画の策定に関する事務」を「地域の総合整備及び開発に関する事務」に改め、「2、富士五湖ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務」を削り、3以降の番号を繰り上げるものです。

1ページにお戻りください。

富士五湖ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴い、基金に関す

る規定が不要となるため、第5章「富士五湖ふるさと市町村圏基金」を全て削り、第6章「財産の処分」を第5章に、第7章「補則」を第6章にそれぞれ繰り上げ、あわせて条番号を整理し、別記2を削るものであります。

なお、附則として、施行期日を山梨県知事の許可のあった日からとするものであります。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

正予算（第2号）

議長（小林昭一君） 日程第19、議案第43号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第43号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成31年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに5,722万2,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億8,686万8,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、小学校教育振興費4,180万円、道の駅なるさわ運営事業600万円、公共施設修繕基金への積立金531万1,000円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金4,714万9,000円、財産収入400万円、県支出金275万円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成31年度予算と平成30年度から平成31年度に繰越明許させていただいた予算の総額は29億948万4,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託

の上、審査することにいたします。

議長（小林昭一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月13日から19日までの7日間を休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月13日から19日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は9月20日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月12日

議会議長

署名議員

署名議員

令和元年9月20日再開

1、出席議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一
総務課長 渡邊安司 税務課長 渡辺英博
企画課長 三浦寿得 福祉保健課長 小林昭博
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人
教育課長 渡邊 積 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 認定第1 号平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第4 議案第43号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)
日程第5 同意第3 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

- 日程第6 発議第1 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
- 日程第7 請願第1 号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 日程第8 一般質問
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（小林昭一君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、佐藤博水君、三浦雄一郎君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（小林昭一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和元年第 2 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3 番 渡辺宗司君。

3 番（渡辺宗司君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

6 月 2 8 日午後 2 時 3 0 分より召集され、会議が行われました。議員 1 7 名と議会事件説明のため組合長を初め事務局 1 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 6 月 2 8 日の 1 日間と決定されました。

会議事件は、まず議案第 5 号の件。

内容は、令和元年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一

般会計補正予算について。

次に、美化協議案第3号の件。

内容は、令和元年度美化協会計歳入歳出補正予算について。

いずれも原案のとおり可決されました。

なお、会期中、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画及び樹海台駐車場拡幅計画について、三浦課長から説明があり現地調査を実施しました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 富士五湖広域行政事務組合議会、6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和元年第2回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が7月12日午後2時30分より開催されました。

議員19名と会議事件説明のために代表理事堀内茂富士吉田市長、理事小林優鳴沢村長を初め、事件説明のためにほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。

会期は7月12日1日間と決定されました。

会議事件は9件で、内容としましては、選挙第1号議会副議長の選挙については指名推選とし、西桂町武藤隆義議員が選任されました。

選任第1号議会運営委員の補欠選任については5名の新人が選ばれ、委員長に富士吉田市渡辺利彦議員が選任されました。

選任第2号常任委員の補欠選任については総務委員会6名、消防委員会7名の新人が選任されました。

次に、専決処分報告について。

報告第1号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部を改

正する条例。宿直手当を4, 200円から4, 400円に改めるものです。

報告第2号火災予防条例の一部を改正する条例について。これは「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるなどです。

報告第3号平成30年度一般会計補正予算（第2号）について。専決処分報告で、これは歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2, 305万4, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2, 963万6, 000円とするものです。

報告第4号平成30年度富士五湖聖苑特別会計補正予算（第2号）についての専決処分報告で、これは歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万1, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億242万8, 000円とするものです。

報告第5号平成30年度一般会計継続費繰越計算書についての報告で、これは新庁舎建設基本・実施設計業務委託事業の平成30年度継続費予算計上額4, 700万6, 000円、支出済額1, 328万4, 000円、翌年度繰越額を3, 372万2, 000円とするものです。

全て原案のとおり承認並びに可決することに決定いたしました。

続いて、令和元年第3回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が8月30日午後4時開催されました。

議員19名と会議事件説明のために代表理事堀内茂富士吉田市長、理事小林優鳴沢村長を初め事件説明のために、ほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。会期は8月30日1日間と決定されました。

会議事件は8件で、内容としましては平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について、予算現額16億2, 963万6, 0

00円に対し、収入済額15億9,592万769円、支出済額15億9,578万7,658円で歳入歳出差引額は13万3,111円で、うち基金繰入額が10万円となります。

次に、平成30年度富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、予算現額921万3,000円に対し、収入済額1,842万5,538円、支出済額633万6,234円で、歳入歳出差引額は1,208万9,304円となっております。

次に、平成30年度富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定について、予算現額1億242万8,000円に対し、収入済額1億242万9,638円、支出済額1億28万9,015円で、歳入歳出差引額は214万623円となっております。うち基金繰入額は214万円となります。

以上の議案は、決算特別委員会に付託され、それぞれ原案のとおり認定されました。

次に、消防手数料条例の一部改正について。これは消費税率の引き上げによる手数料の見直しが行われるものです。

議案は消防委員会に付託され、原案のとおり認定されました。

次に、令和元年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について。これは歳入の消防費負担金から消防特別負担金に3,236円を繰り入れ、また、消防施設等整備基金繰入金から消防費国庫補助金に2万8,588円を繰り入れるものです。

議案は総務委員会に付託され、原案のとおり認定されました。

次に、財産の取得について。これは指揮統制車一式を購入するものです。一般競争入札により株式会社野口自動車より購入、取得価格は2,420万円です。

最後に、議会運営委員選任と常任委員の選任については、本会

議終了後、議会運営委員会、総務委員会、消防委員会が開催され、それぞれ互選により正副委員長が選任されました。

以上で令和元年第3回富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林昭一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、7番
小林清一君。

7番（小林清一君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の報告をさせていただきます。

7月11日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員25名と、会議事件説明のため広域連合事務局長初め総務課担当者の出席がありました。

決定された事項、27議席中11名の変更があり、新議長、副議長の選挙及び議会運営委員の選任がありました。会期は7月11日の1日間と決まりました。

議案1、承認1号専決処分の報告及び承認を求めることについて。

人事院規則の一部改正が、平成31年4月1日施行されたことに伴い、広域連合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関して所要の改正を行うもの。

内容は、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めることを追加する。

2、同意第1号副広域連合長の選任について同意を求める件について。副広域連合長、南部町長佐野和弘氏。

3、同意2号広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて。富士吉田市富士見2丁目2番12号、渡邊龍雄氏。

4、同意3号広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて。中央市大田和2011番地2、田中公夫氏。鳴沢村3577、小林棋一郎氏。富士河口湖町小立869番地、

古屋賢一氏。

5、広域連合選挙管理委員及び補充員の選任。

議案はいずれも全員の同意で可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了します。

議長（小林昭一君） 以上で諸般の報告を終わります。

**◎日程第3 認定第1号平成30年度鳴沢村一般会計並びに
特別会計歳入歳出決算認定の件**

議長（小林昭一君） 日程第3、認定第1号平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長（佐藤博水君） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成30年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

9月12日及び18日の2日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果・課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林昭一君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (小林昭一君) 起立全員です。したがって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

**◎日程第4 議案第43号平成31年度鳴沢村一般会計補正
予算 (第2号)**

議長 (小林昭一君) 日程第4、議案第43号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算 (第2号) を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 佐藤博水君。

予算決算常任委員長 (佐藤博水君) 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第43号平成31年度鳴沢村一般会計補正予算 (第2号) の補正予算議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い9月20日午後1時30分に再開し、付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長 (小林昭一君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第5 同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

議長（小林昭一君） 日程第5、同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第3号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります梶原かつえ氏が9月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任といたしまして鳴沢村844番地、九川和年氏を任命したいと思っております。

ご存じのとおり人格が高潔で、教育、学術及び文化に関してすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同

意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林昭一君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 発議第1号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

議長（小林昭一君） 日程第6、発議第1号教職員定数改善、少人

数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。6番 三浦直樹君。

6番（三浦直樹君） 発議第1号教職員定数改善、少人数数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

特に小学校においては、現在新学習指導要領への移行期間中のため、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮する状況となっております。

また、学校現場においては、教職員の働き方改革が進められていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法上の要請であります。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。

未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、また学校における職場環境を改善し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにする必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要

望するものであります。

1、計画的な教職員定数改善を進めるとともに、少人数学級の推進を図ること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、意見書を提出するものであります。ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林昭一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第7 請願第1号教職員定数改善、少人数学級推進、
及び義務教育費国庫負担制度拡充を
図るための請願

議長(小林昭一君) 日程第7、請願第1号教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採決とすることにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第8 一般質問

議長(小林昭一君) 日程第8、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

渡邊明雄議員及び小林清一議員から各1件の一般質問通告の取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

三浦雄一郎君からの「10月施行幼児教育・保育の無償化について」の質問を許します。1番 三浦雄一郎君。

1番(三浦雄一郎君) 本年10月1日より表題の無償化が施行されますが、この、国が一部補助してくれる制度は、家計への負

担軽減措置等が主な目的かと認識しております。

私は、本来0歳児から2歳、3歳くらいまでは家庭で育て愛育していくものと考えますが、昨今の世相を鑑み仕事を持つことでの女性の社会進出、また、共稼ぎで家計を支えないと成り立たない家庭も多く見受けられると思います。無償化になり「無料だから保育所に入れてもらったほうがいい」と考える方も大勢出てくるかと予測できますが、今後、村財源からの補助拠出等多くの課題も出るかと考えます。

そこで、家庭保育を希望する人にも補助金支給等を可能にすることなど、村独自の施策を立案、施行することで、保育希望者もまたそうでない家庭保育希望者も公平性を保つことができる上、0歳からの保育を希望するものも減ることが予測でき、保育士増員等による補助拠出等も抑えることができるかと考えます。村民アンケート等の実施等を踏まえ、村長のお考えを聞かせてください。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦雄一郎議員の質問にお答えいたします。

私も三浦議員と同じような考えがあったわけですが、さる18日に予算決算常任委員会で30年度の決算認定の際にも説明したとおり、ことしの10月からの保育園の無償化についての内容をごらんになるとわかると思いますが、これは10月1日より国の施策として0歳から2歳までの未満児を持つ村民税非課税世帯と3歳から5歳までの保育料が無償になります。現在3歳から5歳までの対象年齢の全員が入所しており、無償化の財源は地方交付税措置されることとなっております。未満児については、現行制度は第2子以降は保育料を半額、第3子は無償、村民税非課税世帯は第2子から無償にするというもので、新制度は村民税非課税世帯の第1子から無償化することとしたもの

ですが、村民税非課税世帯は村内では1、2件ほどであるため無償化による影響はないと考えられます。また、無償化を理由に入所者が増える見込みもないと考えております。

山梨県では、保育所は保護者が「働いている」「病気の状態にある」「介護を行っている」「妊娠中か、あるいは出産後間もない」などのために、家庭での保育が十分に行えない状態にある児童を保育することを目的とする施設であり、小さい子供を持つ両親が安心して預けられるのが保育の趣旨であるとし、子育てと仕事を両立する家庭を支援するため、社会全体で第2子以降の子育て環境を充実させるため条例を制定し、平成28年度から村民税169,000円未満の子育て世帯を対象に、第2子以降で3歳未満児の保育料を無償化しております。

この県条例により、第2子以降の未満児の保育料が平成28年度より無償化されており、10月1日以降も継続していくこととなっております。保育所は、家で保育できない状態の家庭しか入所できず、入所に際し審査を行っておりますし、無償化される以前と平成28年度に無償化された後の未満児の入所者数はほぼ変わらず、無償化の影響で保育所に入所させたということはないように思えます。財源は入所実績により県からやまなし子育て応援事業補助金として、県条例により無償化された費用の2分の1が交付され、村の負担は平成30年度において1,256,000円ほどとなっております。

家庭保育を希望する人への補助金については、入所申請がなく入所可能な家庭なのかどうか判断できないため、入所していない未満児全員を対象に試算を行いました。入所していない児童数は45人で、現在最も多い短時間保育の村民税額169,000円以下の5階層とした場合、1ヶ月の短時間保育料は42,000円で、同等額を補助した場合一人あたりは年間504,

000円となり、45人に支給した場合、268万円の費用が毎年必要になります。家庭保育に補助金を出した場合、パートなど短時間勤務で保育が必要な場合でも、補助金目当てに数時間子供を1人で家に放置するなどのネグレクトの発生や架空転入などが懸念されます。

また、平成23年度から今年度までの入所者数の比較から無償化による入所者の増加はありませんので、補助金を出すことにより、保育所の入所者が減少することはないものと思われま

す。今年度から家庭内保育の推進につながる事業として、三世代同居に補助金を支給する事業を福祉保健課で実施しておりますが、この補助金制度をつくるに当たり、庁内で検討し雄一郎議員の考えと同様に、未満児は家庭で見ることが望ましいということで、保健師による家庭保育の指導を行うことといたしました。

また、家庭内保育をするものに給付金の支給を行うことも検討しましたが、保育所は家庭で保育できない環境にある人を支援する観点から、共働きをしなくてもよい家庭や子供を保育できる環境の人を支援するのは公平性に欠け、また、財源の確保の問題から給付金の支給は断念した経緯もあります。

前年度において、0歳から小学生を持つ全世帯にニーズ調査を実施しており、この結果をもとに今年度、子ども・子育て支援計画を作成中です。今後、計画の中で実施できる支援事業などを検討していく予定となっております。

以上で、三浦雄一郎議員の質問に答えさせていただきます。

議長（小林昭一君） 1番 三浦雄一郎君。

1番（三浦雄一郎君） 明確な答弁をありがとうございます。また、詳細な説明、それから検討にも感謝しております。今後も村を担うであろう子供たちのため、子ども・子育て支援計画をさらに推進していただき、有効な事業を検討していただきたいと思

います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で三浦雄一郎君の一般質問を終わります。

次に、「地震や富士山噴火等の大規模災害発生を想定したさまざまな防災訓練、避難訓練等の実施について」の質問を許します。9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） 地震や土砂災害、富士山噴火などの大規模災害を想定したさまざまな防災訓練、避難訓練等、今後の実施計画について村長にお伺いします。

今年度も防災の日の9月1日、鳴沢村でもほかの市町村と同様に防災訓練が実施されました。ご協力、ご参加されました皆さん大変ご苦労さまでございました。ことしは小学校体育館1カ所での実施でした。各組から選出されている正副防災リーダーと消防団、役場職員が主な参加者で、一般住民は数名の参加者での避難訓練でした。

防災訓練は、有事を想定し、いつ発生しても対応できる体制づくりや多くの方々を対象とし、繰り返しての訓練が必要であることは私が言うまでもありません。村には障害者、高齢者、乳幼児、一人家庭、介護施設などで支援を必要とする方がたくさんおります。また、別荘地にも多くの来訪者を初め、観光客や道の駅利用者など、不特定多数の方がたくさん来村しておられます。全ての方々を含んでの避難訓練は到底不可能であります。順次参加対象者を変えながら、このような方々も含め、さらにより多くの一般住民の協力と参加を得て、共助訓練等も防災対策として大変重要で有効な訓練ではないかと思えます。

鳴沢村には、災害時に何カ所か避難所が指定されてありますが、順次この避難所等を利用しながら使い勝手の確認等も含めた訓練や四季折々の条件が違った時期での訓練もしかり、さまざま

な想定での訓練が重要だと思えますし、実施しなければならないと思っております。いつ発生するかわからない大規模地震や土砂災害、富士山噴火等の自然災害に対し、「備えあれば憂いなし」のもと、防災訓練のあり方や今後の実施計画の考えを伺います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

県内の各市町村で実施している防災訓練には、人口の約1割の方が参加されているようです。また、全国的にも参加者は少ない傾向だと考えております。ことしの防災避難訓練には、広報や防災行政無線のほか、防災リーダーの方に案内と防災マップを配布していただきました。また、別荘地には各管理事務所に配布して参加を呼びかけました。災害は忘れたころにやってくるとよく言われておりますが、自分自身の命は自分で守るという「自助」の意識を高めていただきたいと思いますと思っております。

本村では、富士山火山防災が重要と考えております。富士五湖地域の中でも標高が高く、スキー場の近くには今までも噴火口が形成されておりますし、また予測もされております。

また、平成27年に活動火山対策特別措置法の一部改正があり、集客施設である観光事業者は避難確保計画の作成と独自の訓練を実施することが義務づけられております。

現在、火山学の新しい知見や富士山に以前噴火した新たな火口が見つかるなど、富士山火山広域避難計画の見直しが2020年度中に予定されております。

本村におきましても、国・県が関係する広域避難計画に準じて村の避難計画を見直す必要があります。今後、富士五湖広域全体の合同避難訓練なども含めまして、随時、国・県のメニューに対応した内容の訓練を実施したいと考えております。

訓練ですので、いろいろな人に参加してもらい、回数も多く行うのがよいわけですが、役場職員、消防団員、防災リーダーの方なども人員の少ない中で実施しなければならず、今までと同じような訓練にならざるを得ないとも思っております。

以上で佐藤博水議員の質問にお答えさせていただきます。

議長（小林昭一君） 9番 佐藤博水君。

9番（佐藤博水君） いろいろありがとうございます。しかし、四季折々ということを申し上げましたけれども、いつ起こるかわからないものでございまして、通常は防災の日を中心に行われるわけですが、また、別のときも考えながら実施していただければ非常にありがたいなと思います。本当に備えあれば憂いなしということでございますので、その辺も考慮しながら検討していただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、「地方税法に基づく宿泊税導入について」の質問を許します。4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） 地方税法に基づく宿泊税導入について小林村長に質問いたします。郡内地区を訪れます観光客の増加に伴いまして、当村に観光振興に向けた独自の財源確保の必要性が今、問われてきています。

また、自治体の財政に余裕がない中、法定外税を検討する流れが生まれてきています。

本県では、先月末、山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合が宿泊税導入を促す要望書を山梨県長崎知事に提出したことを受け、9月定例議会に宿泊税導入に向けた検討会を設置するための費用が補正予算案に盛り込まれたことが新聞報道でありました。

宿泊税は、各自治体での導入の可否を決定する唯一の目的税で

あることから、鳴沢村の現時点での考えをお伺いしたいと思
います。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 土屋文明議員の質問にお答えさせていただきます。

ご存じのように、ホテルや旅館などの宿泊料に上乗せされる宿
泊税の導入が全国の自治体に広がっております。国のインバウ
ンド対策による外国人旅行者の急増があり、多言語による案内
看板、サインなどインフラの充実を初め、誘客活動や受け入れ
環境の整備、人材の育成など、宿泊税は新たな財源の確保策と
して大変重要なものであると考えております。

宿泊税は、地方税法で認められた法定外目的税で、地方自治体
が税目や税率を定め、総務大臣の同意を得て自治体の条例で設
けることができます。2002年の東京都を皮切りに2017
年に大阪府、2018年に京都市、ことし4月に金沢市が導入
しました。宿泊料に応じて1泊100円から1,000円を課
税しております。

鳴沢村でも国内外からの観光客は年々増加しており、このよう
な中で宿泊税を導入すれば、貴重な独自財源となります。しか
し、東京都、大阪府、京都市のように観光都市としてのブラン
ド力がある地域であれば、宿泊税を払ってでも宿泊したいと思
いますが、それほど高いブランド力を持っていない自治体の場
合には、宿泊税の導入は観光客減少につながるおそれもありま
す。

また、本村は、スポーツ合宿が多く宿泊料金が安いため宿泊税
の導入は近隣町村との合宿誘致の激しい競争の中、宿泊客の減
少も懸念されます。

また、山梨県でも県旅館ホテル生活衛生同業組合の要望書の提

出を受け、宿泊税導入に向けた検討会を設置しますが、組合内にもいろいろなご意見があると聞いております。

自治体はどこも財政事情が厳しく、実現すれば貴重な自主財源となりますが、取りやすいから安易に課税するのではなく、どんな政策にいくら必要なのか、どのような影響があるかを見きわめた上で、導入の可否を検討していかなければならないと考えております。

現時点では、宿泊税の導入は考えておりませんが、今後山梨県及び県内各市町村の状況を調査・研究しながら宿泊事業者などのご意見も踏まえ、検討していきたいと考えております。

以上で土屋文明議員の質問の答えとさせていただきます。

議長（小林昭一君） 4番 土屋文明君。

4番（土屋文明君） ご答弁ありがとうございました。おっしゃるとおり、価格の問題、競争力の問題が当然あるかと思いますが、これは制度上、都道府県と市町村ともに両方徴収できるという決まりになっておりますので、山梨県が1年後、2年後に課税が決定したら、当然鳴沢村のほうも適用となってしまうということがありますので、検討の開始をいただければありがたいと思っています。

また、一例として京都府の場合は、たしか修学旅行生及び付き添いの教員は全部免除としているような特例も出ておりますので、またご一考いただければと思います。どうもありがとうございました。

議長（小林昭一君） 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、「鳴沢村農協の合併に伴う道の駅指定管理者契約の取り扱いと道の駅従業員の雇用について」の質問を許します。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 鳴沢村農協の合併に伴う道の駅指定管理者契

約の取り扱いと道の駅従業員の雇用について、村長にお伺いいたします。

農林中金、JAバンクなどの金融問題による農協合併が差し迫っているようではありますが、道の駅なるさわの指定管理者になっている鳴沢村農協が合併した場合、契約会社が変わってしまうので、改めて指定管理者を契約し直す必要があると思います。その場合、業者が変わっても村民の雇用確保のために現在の従業員を継続雇用し、施設の管理運営等を契約者と取り交わす必要があると思いますが、村長のお考えをお伺いします。

議長（小林昭一君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えさせていただきます。

JAの合併問題は話題になっているのか、これは組合員の問題でありますし、合併するとなると、事前に我々のほうにも連絡はあると思いますが、村民も、もっといろいろな考えを出すかと思えます。

地方自治法の改正により公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人、その他団体に管理を代行できるようになりました。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間事業者の参入機会を与えることにより、競争原理等による管理運営コストの削減及びサービスの向上を図るためのものであることから、公募の手續により管理者を指定するものであります。

これを受け、平成20年度から道の駅なるさわの管理運営について、鳴沢村農業協同組合と指定管理契約をしております。これまで2回の契約更新を経て、令和2年度まで鳴沢村農業協同組合と施設の指定管理契約を行っております。

鳴沢村農協が合併した場合の契約についてですが、指定管理者の変更が必要となりますので、契約期間が残っている場合は、

合併後の新たな団体と残存期間についての契約を行う必要があると考えます。契約満了後は、当然ながら新たな指定管理者を公募し、応募した団体の中から最も適当と認められる法人等を選定し、議会の議決を経た上で指定管理者の指定を行うこととなります。

また、指定管理者が変更になった場合の現在の従業員の雇用についてですが、従業員、また物産館に出店する農産物等につきましても、村では、これまでも村民の雇用確保の観点から、指定管理者に対し村民の積極的な採用をお願いしてきた経緯もありますので、指定管理者が変更になった場合でも、村民の積極的な採用を依頼していく考えでおります。また、物産館等への農産物の出店も同じと考えております。

以上で渡邊明雄議員への答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） まだ、そんなような状況が明確ではありませんが、何かそんなようないわさも出ておりますので、そのときには契約条件等、ただいま村長が申しあげましたようなことで、前向きに村民の安定雇用、それからコスト面、それから村の発展のために契約条件等を考慮していただきたいと思います。

以上です。

議長（小林昭一君） 続いて「猿害から農家を守れ、期待外れの大型捕獲わな」についての質問を許します。8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 平成30年度の山梨県の第二種特定害獣、日本猿なんですけれども、年間実施計画が平成30年3月にございました。この内容によりますと、29年度の年間実施計画というのがありまして、猿の生息状況、これは群れ番号で言うと1番が河口湖群というのがありまして、群れ個体が40頭、生息地域は富士河口湖町、番号が飛びまして群れ番号59番、足

和田群、群れ個体数は71頭、生息地域が勝山、大嵐、鳴沢となっております。この段階で被害届け、生活被害、人身被害等は鳴沢村からの被害届はございません。

それで、30年度個体数調整、猿を捕獲する契約ですけれども、日本猿による被害が発生している市町村について農産物被害や人身被害を起こす加害レベルの高い個体を中心に管理捕獲、それから有害捕獲を実施しています。

平成28年度の実績では、有害捕獲で161頭、管理捕獲により1,071頭の計1,232頭が捕獲されました。管理捕獲の内訳ですが、捕獲方法はおりが191頭、銃が649頭、わなが74頭、不明が11頭。管理捕獲の日本猿の捕獲数ですが、これは市町村によります。韮崎市、南部町、富士河口湖町ほか大型枠の設置により効果的な捕獲ができたということです。韮崎市が240頭、身延町が145頭、富士河口湖町が56頭、この時点での計画で鳴沢村が9頭となります。

それで、この29年度計画によりますと、12頭捕獲しているんですが、30年度の計画について予算決算常任委員会で報告をいただきましたが、大型捕獲施設を鳴沢村字清水に設置していただきました。しかしながら、この施設での30年度の捕獲数はゼロです。30年度の報告では12頭とったと伺っております。

山梨県のモニタリングということで、「市町村は年間を通じて農作物被害、生活被害、人身被害について被害内容、被害度、被害金額等を把握し、効果的な被害防除施策に資する被害地図を作成する。また、市町村は個体数調整、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県に報告する」となっております。平成30年度山梨県への報告は、鳴沢村はできておりますか。

あと、個体数調整について30年度は管理捕獲の予定数は1,200頭とし、県は補助事業により市町村の管理捕獲を支援するとなっております。29年度が1,232頭ですが、1,200頭と減っているような状況ですけれども、「年度途中で市町村へ捕獲実績の調査を行い、必要に応じて管理捕獲数の変更も可能とする」となっておりますので、この辺は駆除頭数が増えても管理捕獲数を変更して増やせばいいと思われれます。有害捕獲については、人身被害が発生、また発生するおそれがあった場合は、群れの加害レベルによらず加害個体を特定して捕獲していいと聞いております。

それで、まず鳴沢村の大型捕獲施設の効果、それから鳥獣被害対策実施隊に協力していただくというのはどのように協力していただいていますか。鳴沢村だと猟友会という名前になっておりますけれども、県だと鳥獣被害対策実施隊という名前を使っているようです。それから地域人材の育成、鳥獣害防止技術指導員、それから鳥獣害防止集落リーダー、こういうものを育成しているようですが、いかがでしょうか。それから村独自の地域ぐるみの活動支援はどのようになっておりますか。振興課長にお伺いいたします。

議長（小林昭一君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

近年猿による被害が頻発していることを受け、昨年11月に山梨県土地改良事業等補助金を活用して、猿捕獲用の大型囲いわなを設置いたしました。大型囲いわなは、猿の捕獲に非常に有効であるとされており、近年全国自治体で導入が進み、県内市町村でもはっきりとした成果が出ていることから、鳴沢村においても導入したものです。

平成30年度におきましては、猿の管理捕獲予定頭数が12頭

でしたが、ちょうど大型捕獲おり設置直後に予定頭数の捕獲が完了したため、猟友会と協議した結果、大型囲いわなの平成30年度内の運用は行わないこととなりました。その後、本年1月になりますが、本年度の方針について猟友会と協議し、農作物の少なくなる秋以降が効果的に捕獲できることから、秋以降に集中して捕獲することとし、今年度の捕獲について近日中に猟友会と協議を行う予定となっております。

県に対する被害等の状況の報告ですが、毎年2月ごろに管理捕獲補助金に係るヒアリングというものを実施しております。例年、被害等の状況も報告させていただいております。

あと、管理捕獲の頭数の変更ということですがけれども、ヒアリングの際に聞いた話では、県内全体でも猿の管理捕獲の要望が増加傾向であるとのことです。県の予算枠を超えている場合には、調整が必要となっていることという情報はいただいておりますが、また、大型捕獲おり運用に際して頭数が結構とれるようでしたら、また、県のほうに要望して鳴沢村の管理捕獲の頭数の枠を、できる限り確保したいと思っております。

また、鳥獣被害対策実施隊の件ですが、実質的には猟友会を母体としております。その上で私のほうが隊長という、ほぼ名目上ですが、そういった形で活動を行っていただいております。

また、鳥獣害防止集落リーダー、鳥獣害防止技術指導員につきましても、これは資格というものではなくて地域における中心的役割を担う人材の育成として、県が主導として研修を行っているようでございます。

地域ぐるみの活動支援ということですがけれども、現在ソフト面で大型囲いわなへの餌やり等をお願いしておりますけれども、なかなか協力を得られていないのが実情でございます。また、今後とも問題提起をして地域ぐるみでの活動を行っていただき

たいと考えております。

なお、平成30年度は大型囲いわなによる捕獲は行いませんでしたが、餌を仕掛け、わなに誘導する実験を行っております。その結果20頭ほどの猿がおり内に入っている状況は、渡邊明雄議員にも確認していただいております。

有害獣対策においては、地震などの防災対策と同様に、「自助・共助・公助」の三要素がバランスよく連動していくことが重要であると考えております。村及び猟友会の活動は公助ですが、猿の対策について言えば、猿を発見した際の通報や追い払い、それが自助・共助に当たります。

通報につきましては、現在村ではスマートフォンのアプリであるラインを活用し、猿出没位置情報共有の実験を行っており、振興課員及び一部の住民の皆さんに活用していただいております。

また、追い払いについては、人里に近寄ると危険だと猿に認識させる必要がありますが、今後とも村においても効果的な追い払いの方法を検討していきますので、住民の皆さんも自助または共助の精神で対策にお力をいただきたいと思っております。

また、補足となりますが、畑をみずから守る手段としては、山梨県総合技術センターが開発した「獣堀くん」という、しなりやすい素材を活用した柵が開発されております。猿対策として効果があるようです。村の有害獣防除用施設設置補助金交付要綱の補助の対象といたしたいとも考えておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

以上で渡邊明雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（小林昭一君） 8番 渡邊明雄君。

8番（渡邊明雄君） 去年は期待したんですけれども、一応実験ということで猿が10頭入ったんですけれども、ちょっと呼び過

ぎたかなと思って、ことしは8月に大被害が出まして、あの辺はトウモロコシをつくっている人の被害が本当に多くて。また、ブルーベリーを少し作っている方は全部なくなつたと聞いています。そういうことで住民としては非常に力を落としています。ことしはぜひ早目にとっていただいて、来年もトウモロコシの時期に猿が来ないように、何とか20頭でも、そうしたら三十何頭とるということも県に対してもあらかじめお願いしておいていただければ。

そういうことで質問を終わります。

議長（小林昭一君） 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林昭一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（小林昭一君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林昭一君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件はその整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和元年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月20日

議会議長

署名議員

署名議員